許 可 申 請 書

年 月 日

高知県知事様

申請者 住 所

^{ふりがな} 氏 名

別紙のとおり 河 川 法 第23条 の許可を申請します。

備考

- 1 申請人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 河川法施行規則第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第 条」の箇所に根拠条文をすべて記載すること。

(→	K7	۱۱ ۱	1=	∺	Ħ	7	١
⟨∕.	I \4	۲IJ	15	こ,	П	J)

- 1. 河川の名称
- 2. 水利使用の目的
- 3. 取水口、注水口又は放水口の位置
- 4. 取水量等
- 5. 取水の方法
- 6. 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又 は占用の場所	工作物の構造 又は能力	占用面積	摘要

7. 土地の掘さく等

場所	土地の面積	摘要
	場所	場所 土地の面積

- 8. 水利使用の期間
- 9. 工期

備考

- 1 「水利使用の目的」については、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施 設の名称を付記すること。
- 2 「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒 (一日最大取水量、一日最大使用水量、年間総取水量及び一日平均取水量にあっては、立方メートル)とすること。
 - (2) 発電のためにする水利使用にあっては、最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及 び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力 及び常時尖頭出力を付記すること。
 - (3) かんがいのためにする水利使用にあっては、しろかき期その他の期間別の最大取水量 (最大取水量に 86,400 秒を乗じて得た量と一日最大取水量とが異なるときは、最大取水量及び一日最大取水量) を記載し、かつ、かんがい面積を付記すること。
 - (4) その他の水利使用にあっては、最大取水量及び一日最大取水量(一定の期間ごとに最大取水量又は一日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び一日最大取水量) を記載し、かつ、水道のためにする水利使用にあっては、給水人口を付記すること。
 - (5) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。
 - (6) 年間総取水量又は一日平均取水量を定めて水利使用を行うときは、これを記載すること。

- (7) ダムによる流水の貯留を利用して取水するときは、その旨並びに当該ダムの名称、位 置及び設置者の氏名(法人にあっては、その名称)を記載すること。
- (8) その他責任放流等の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
- 3 「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1)「占用面積」の欄には、河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権現に基づき管理する土地を除く。)の占用面積を記載すること。
 - (2)「摘要」の欄には、新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。
- 4 「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。
 - (1) 河川区域内の土地における土捨場の設置、土地の掘さくその他の形状を変更する行為 (工作物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。) 及び竹木の栽植又は伐採について記載すること。
 - (2)「摘要」の欄には、捨土量、掘さく土量等を記載すること。
- 5 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かっ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

添付図書

- 1 事業計画概要書(必要あらば図面添付)
- 2 使用水量算出根拠
- 3 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする 計算(慣行水利権を許可水利にする場合は、河川管理者と協議の上決定する)。
- 4 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要
- (1) 治水
- (2) 関係河川使用者の河川使用
- (3) 竹木の流速又は舟若しくはいかだの通航
- (4) 史跡、名勝及び天然記念物
- 5 法第44条第1項のダムを設置するときは、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受けた者に対する措置の概要
- 6 工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあたっての添付すべき図書
- (1) 新築又は改築の場合
 - A 計算書
 - B附表
 - C 添付図面一覧表
 - D 図 面
 - (A) 位置図 (1/50,000)
 - (B) 実測平面図 (1/100 から 1/2,500) ※原則として $\frac{1}{500}$ 又は $\frac{1}{1,000}$
 - (C) 実測縦断面図(縦1/100,横1/500から1/1,000)
 - (D) 実測横断面図 $(\frac{1}{100}$ 、但し河幅の広い箇所については $\frac{1}{100}$ 又は $\frac{1}{200}$ とすること。)
 - (E) 工作物の設計図等
 - E その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書
 - F 工事費概算書
- (2) 除却の場合
 - A 図 面
 - B 工事の実施方法を記載した図書
 - C 工事費概算書
 - D その他工事計画に関し参考となるべき事項を記載した図書
- 7 法第38条但書の同意した者があるときは、その同意書の写し、並びに同意をしない者が あるときは、その者の住所、氏名及び同意するに至らない事情を記載した書面。
- 8 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地、施設若しくは工作物を使用して 水利使用を行なう場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物を改築 し若しくは除却して水利使用を行なう場合にあっては、その使用又は改築若しくは除却に ついて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが充分であることを示す書面。
- 9 水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを示す書面又は受ける見込みに関する書面。

- 10 規則第39条(許可の同時申請)但書に該当するときは、同条但書の理由及び同条本文の規定により同時に行なうべき他の申請の経過又は予定を記載した書面。
- 11 その他参考となるべき事項を記載した図書(公図、土地登記簿、状況写真等)
- 12 変更の許可申請の場合の添付図書
 - (注) 添付図書の省略等

水利使用に関する許可の申請で、土地の占用、工作物の新改築及び河川保全区域内に おける行為等について許可申請を同時に行なう場合には、申請書に添付すべき図書のう ち1つのものの内容が他のものの内容に含まれるときは、当該1つのものは添付する必 要がない。